

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する 意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

特に、熊本県においては、熊本地震の影響で過疎市町村の財政について大変厳しい状況が続いている中、令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受け、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

よって、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策法においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とするとともに、地方の実態に即した地域の指定を行うこと。

特に、自然災害で激甚災害指定を受けた市町村や、財政力指数が極端に低く財政基盤が脆弱な市町村については、地域の実情を踏まえた特段の配慮をすること。

- 2 過疎地域市町村が取り組む事業が円滑に実施でき、過疎地域の振興が図られるよう、地方債計画額の総額を十分確保するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の充実・強化を図ること。
- 3 仮に、現行の過疎地域の継続指定ができず、指定から外れる「卒業団体」が出る場合は、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置に更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

水 俣 市 議 会